

石運輸第142号の2
令和6年6月24日

一般旅客自動車運送事業者 各位

北陸信越運輸局石川運輸支局長

「一般乗用旅客自動車運送事業者が事業用自動車に備えておくべき地図の規格等について」の一部改正について

標記について、別添のとおり北陸信越運輸局長から通知があったので了知願います。

北信交旅第155号の2
令和6年5月20日

管内各運輸支局長 殿

北陸信越運輸局長

「一般乗用旅客自動車運送事業者が事業用自動車に備えておくべき地図の規格等について」の一部改正について

標記について、別添のとおり公示を一部改正したので了知されるとともに、関係者に周知されたい。

公 示

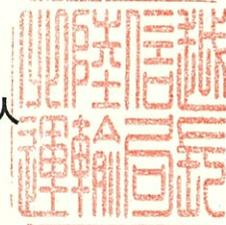
公示第13号

「一般乗用旅客自動車運送事業者が事業用自動車に備えておくべき地図の規格等について」の一部改正について

「一般乗用旅客自動車運送事業者が事業用自動車に備えておくべき地図の規格等について」(平成14年7月1日付け公示第22号)を別紙のとおり一部改正する。

令和6年5月20日

北陸信越運輸局長 佐橋 真人



別紙

一般乗用旅客自動車運送事業者が事業用自動車に備えておくべき地図の規格等について

新	旧
<p data-bbox="517 379 775 411">公 示</p> <p data-bbox="215 429 376 456">公示第22号</p> <p data-bbox="241 525 1099 600">一般乗用旅客自動車運送事業者が事業用自動車に備えておくべき地図の規格等について</p> <p data-bbox="188 671 1099 794">旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第29条に基づき、一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車に備えておくべき地図の規格及び指定する事項を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p data-bbox="293 911 533 938">平成14年7月1日</p> <p data-bbox="584 1007 931 1034">北陸信越運輸局長 武藤秀一</p> <p data-bbox="629 1102 663 1129">記</p> <p data-bbox="192 1153 320 1181">1. 規 格</p> <p data-bbox="230 1198 1099 1278">(1) 縮尺は、<u>車内において旅客に地図を提示して目的地の確認を行うことが十分可能なものであること。</u></p>	<p data-bbox="1458 379 1715 411">公 示</p> <p data-bbox="1162 429 1323 456">公示第22号</p> <p data-bbox="1189 525 2047 600">一般乗用旅客自動車運送事業者が事業用自動車に備えておくべき地図の規格等について</p> <p data-bbox="1135 671 2047 794">旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第29条に基づき、一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車に備えておくべき地図の規格及び指定する事項を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p data-bbox="1240 911 1480 938">平成14年7月1日</p> <p data-bbox="1525 1007 1872 1034">北陸信越運輸局長 武藤秀一</p> <p data-bbox="1570 1102 1603 1129">記</p> <p data-bbox="1140 1153 1267 1181">1. 規 格</p> <p data-bbox="1178 1198 2047 1374">(1) 縮尺は、<u>交通圏または2以上の営業区域を有する事業者にとっては、20万分の1以上、その他の事業者にとっては、5万分の1以上（ただし、市政施行地のみを営業区域とする事業者にとっては、2万分の1以上）とし、国土地理院の長の承認を受けているものであること。</u></p>

(2) 製本地図（紙に印刷され製本されたもの）の発行又は電子地図（カーナビゲーションシステムやインターネット等により配信される電子的なもの）のアップデートより2年以上経過していないものであること。ただし、当該地図の発行又は電子地図のアップデートの提供がされていない場合は、最近のものであること。

(3) 国土地理院の長の承認を受けているものであること。

2. 指定事項

- (1) 営業区域の境界
- (2) 営業所の位置
- (3) 病院、学校、バスターミナルの位置
- (4) 一方通行等の交通規制に関する情報
- (5) 主な交差点の名称

3. その他

電子地図を備え付ける場合にあっては、通信障害や故障等により旅客に電子地図を正常に提示することができない事態に陥った場合には、原則として帰庫すること。ただし、製本地図も車内に備え付けている場合や、通信障害時であっても常時旅客に地図を提示することが可能な電子地図を備え付けている場合にあっては、この限りではない。なお、この場合の製本地図は1. (2)の規定は適用しないこととするが、発行から5年以内のものとする。

附 則

1. この公示は、平成14年7月1日から適用する。
2. 「一般乗用旅客自動車運送事業者が事業用自動車に備えておくべき地

(2) 発行年月から2年以上経過していないものであること。ただし、当該地図が発行されていない場合は、最近のものであること。

2. 指定事項

- (1) 営業区域の境界
- (2) 営業所の位置
- (3) 病院、学校、バスターミナルの位置
- (4) 一方通行等の交通規制に関する情報
- (5) 主な交差点の名称

(新設)

附 則

1. この公示は、平成14年7月1日から適用する。
2. 「一般乗用旅客自動車運送事業者が事業用自動車に備えておくべき地

図の規格等について」(平成14年1月30日付け公示第106号)
は、平成14年6月30日限りで廃止する。

附 則(令和6年5月20日付け公示第13号で一部改正)

1. この公示は、令和6年5月20日から適用する。

図の規格等について」(平成14年1月30日付け公示第106号)
は、平成14年6月30日限りで廃止する。